

令和元年10月1日から

3歳から5歳までの幼稚園、保育所、認定こども園などを
利用する子どもたちの利用料が**無償化**されます。

※ 0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもたちも対象になります。

幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する子どもたち

【対象者・利用料】

- **幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する3歳から5歳までの子どもたちの利用料が無償化されます。**
 - 幼稚園については、月額上限25,700円です。
 - 無償化の期間は、満3歳になった後の4月1日から小学校入学前までの3年間です。
(注) 幼稚園については、入園できる時期に合わせて、満3歳から無償化します。
 - 通園送迎費、行事費などは、これまでどおり保護者の負担になります。
また、保育所に通う世帯については、これまで保育料の一部として徴収していた給食費が園での実費徴収となります。
ただし、年収360万円未満相当世帯の子どもたちと第3子以降の子どもたちについては、給食費が給付または免除されます。
(注) 第3子以降の子どものカウント方法は、保育所等は小学校就学前までの最年長の子どもを第1子、幼稚園等は小学校3年生までの最年長の子どもを第1子とカウントします。
- **0歳から2歳までの子どもたちについては、住民税非課税世帯を対象として利用料が無償化されます。**
 - さらに、子どもが2人以上の世帯の負担軽減の観点から、現行制度を継続し、保育所等を利用する最年長の子どもを第1子とカウントして、0歳から2歳までの第2子は半額、第3子以降は無償となります。
(注) 年収360万円未満相当世帯については、第1子以降の年齢は問いません。

【対象となる施設・事業】

- 幼稚園、保育所、認定こども園に加え、**地域型保育、企業主導型保育事業**（標準的な利用料）も同様に**無償化の対象**とされます。
(注) 地域型保育とは、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育を指します。

幼稚園の預かり保育を利用する子どもたち

【対象者・利用料】

- 無償化の対象となるためには、市から「**保育の必要性の認定**」を受ける必要があります。

(注)通園中の幼稚園を通しての申請となります。「保育の必要性の認定」については、就労等の要件(認可保育所の利用と同等)が必要となります。別紙「No.6」参照

- **利用日数に応じて、預かり保育の利用料が無償化されます。**

(注)保育の必要性の認定をされた場合、満3歳になった後の4月1日から小学校入学前までの3年間は、月額上限11,300円まで無償化、満3歳から3月31日までは、住民税非課税世帯に限り、月額上限16,300円まで無償化となります。なお、無償化額の計算は、450円×利用日数となります。

認可外保育施設等を利用する子どもたち

【対象者・利用料】

- 無償化の対象となるためには、市から「**保育の必要性の認定**」を受ける必要があります。

(注1)保育所、認定こども園等を利用できていない方が対象となります。

(注2)「保育の必要性の認定」については、就労等の要件(認可保育所の利用と同等)が必要となります。
別紙「No.6」参照

- **認可外保育施設等の利用料が無償化されます。**

(注)保育の必要性の認定をされた場合、満3歳になった後の4月1日から小学校入学前までの3年間は、月額上限37,000円まで無償化、それ以前は、住民税非課税世帯に限り、月額上限42,000円まで無償化となります。

【対象となる施設・事業】

- **認可外保育施設に加え、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業を対象とします。**

(注1)認可外保育施設とは、一般的な認可外保育施設、地方自治体独自の認証保育施設、ベビーシッター、認可外の事業所内保育等を指します。なお、無償化上限額の範囲内であれば、複数利用が可能です。

- **就学前の障害児の発達支援を利用する子どもたちについても、満3歳になった後の4月1日から小学校入学前までの3年間は利用料が無償化されます。なお、幼稚園や保育園と併用した場合は、両方とも無償化となります。**

問い合わせ先: 志木市健康福祉部子ども家庭課

TEL:048-473-1111

MAIL: kodomo@city.shiki.lg.jp